

広島県告示第四百九十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第

一項の規定によつて、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

平成二十五年五月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

牛田串山一一九地区（追加）

二 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線、標柱四号から六号を平成五年二月四日広島県告示第九十九号（以下「告示」という）で指定した土地に沿つて順次結んだ線、標柱六号から九号までを順次結んだ線及び標柱一号と九号を結んだ線に囲まれた土地の区域。

ただし、標柱五号及び六号は「告示」で指定した土地に存する標柱一号と五号と同一とする。

都市・区	町	地番	標柱番号
広島市東区	牛田南二丁目	一四三番二	標柱一号
		一四番一	標柱二号
		一四番二	標柱三号
		一一番二	標柱四号
		一四四番	標柱五号
		一三番九	標柱六号
		一三八番一	標柱七号
		一四一番五	標柱八号
		一四一番六	標柱九号